

政令第二百八十八号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令

内閣は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の
部の施行に伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十二条の三第一項
及び第十三条第四項、国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十七条第一項、地方独立行政法人
法（平成十五年法律第一百十八号）第二百二十五条、独立行政法人国立病院機構法（平成十四年法律第九十一
号）第二十四条並びに独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成十七年法律第七十一号）第二十四条の規
定に基づき、この政令を制定する。

（大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令の一
部改正）

第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律第十三条第四項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令
（令和六年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律施行令

本則中「大麻草の栽培の規制に関する法律」を「法」に改め、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 第二種大麻草採取栽培者の免許を申請する者 十八万六百元
- 二 第二種大麻草採取栽培者の免許証の再交付を申請する者 一万二千三百円

本則を第二条とし、同条に見出しとして「(手数料)」を付し、同条の前に次の一条を加える。

(含有量の基準)

第一条 大麻草の栽培の規制に関する法律(以下「法」という。)第十二条の三第一項の政令で定める基準は、大麻草の乾燥重量に占める当該大麻草に含まれている麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第四十二号に掲げる物の重量の割合が、〇・三パーセントであることとする。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号を次のように改める。

二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

（地方独立行政法人法施行令の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第四条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十一条の二第二項から第四項まで

(独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正)

第五条 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令(平成十七年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十一条の二第二項から第四項まで

二 削除

附 則

この政令は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年三月一日)から施行する。